公営住宅の入居要件が緩和されます

町では、裁量階層世帯※の居住を支援するため、令和８年度より裁量階層世帯の範囲の拡大と収入上限額の引き上げを行います。この見直しにより、18歳未満の子どもがいる世帯や若者夫婦世帯などがより公営住宅に入居しやすくなります。

※裁量階層世帯
子育て世帯や世帯員に障がい者がいる世帯、高齢者のみの世帯などのこと

令和８年４月からここが変わります

裁量階層世帯の範囲を拡大します！

①子育て世帯

現在は「同居者に小学校就学前のお子さんがいる場合」としていますが、令和８年度より「18歳になる日（誕生日の前日）から最初の３月31日までの間にある子どもを扶養している場合」に変更となります。

②若者夫婦世帯

現在、町での位置付けはありませんが、令和８年度から「夫婦のいずれかが39歳以下で夫婦のみの世帯」も裁量階層世帯の対象となります。

裁量階層世帯の収入上限額を引き上げます！

本町の裁量階層世帯の収入上限額は月額21万４０００円でしたが、これを月額25万９０００円に変更となります。

今回の改定は、網掛け部分の世帯が対象となります

【入居収入上限額一覧】（金額は目安です）

所得区分		単身者	２人家族	３人家族
給与収入金額（上限額）	一般	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円
	裁量階層	4,563,999円	5,035,999円	5,511,999円
所得金額（上限額）	一般	1,994,800円	2,375,600円	2,753,600円
	裁量階層	3,208,000円	3,585,600円	3,966,400円

所得区分		４人家族	５人家族	６人家族
給与収入金額（上限額）	一般	4,471,999円	4,947,999円	5,423,999円
	裁量階層	5,987,999円	6,459,999円	6,897,777円
所得金額（上限額）	一般	3,134,400円	3,515,200円	3,896,000円
	裁量階層	4,347,200円	4,724,800円	5,107,999円

＊収入月額は、世帯全員の（所得金額－各種控除）÷12カ月で計算します
＊遺族年金・障害年金・生活保護法による扶助料、雇用保険金、仕送りを受けている金額、労働災害保険金、休業補償金等は、収入として算定されません
＊公営住宅に入居できる収入は、世帯構成などにより異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください

問い合わせ　建設水道課 管理担当　☎22－8122